

2040年に実現したい姿

【ハード・ソフト一体的な防災・減災対策で被害の最小化が実現】

- ⑦ ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策が進み、災害時の被害や社会生活、経済活動への影響が最小限に抑えられています。

【迅速かつきめ細かな災害対応と復旧・復興体制が構築】

- ⑧ 災害発生時においては、人命の救助、被災者の状況等に応じた適切な情報や生活必需品の提供、医療体制の確保及び高齢者や障害者などの要配慮者支援など、迅速かつきめ細かな災害対応が行われるとともに、電気・ガス・上下水道などのライフラインの早期復旧・確保や被災者の生活再建など、復旧・復興体制が構築されています。

【広域ガスパイプライン等エネルギー供給のリダンダンシーが確保】

- ⑨ LNG基地整備や日本海側から太平洋側への広域ガスパイプラインの整備により、大規模広域災害時のエネルギー供給に係るリダンダンシーが確保されています。

4年間の対応方向・具体方策

国や市町村と連携し、河川改修や貯留施設の整備等の流域治水の取組や砂防・急傾斜地における土砂災害対策等を進めます。

- 1 あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」の充実をめざし、流域治水協議会において情報共有・意見交換しながら、「治水効果の見える化」を進めます。

- 2 桂川改修について、嵐山地区等、下流の国管理区間においては、平成25年台風第18号洪水に対応した整備を促進するとともに、上流の亀岡地区等、府管理区間においても、霞堤の嵩上げ等、河川整備計画に掲げた改修を進めます。

- 3 由良川改修について、国管理区間の河道掘削、堤防整備等を促進するとともに、支川の府管理区間においても河川改修等を国と連携して進めます。

- 4 府管理の大野ダム・畑川ダムについて、洪水調節機能を高めるため、利水者等と連携し、事前放流の実施等、効果的な管理を行います。また、日吉ダムなど、国及び水資源機構等の府以外が管理するダムについても、ダム管理者や利水者等と連携し、洪水調節機能の充実等に向けた取組を促進します。

- 5 農業用ため池の適正な管理に努めるとともに、防災重点農業用ため池について、ため池ハザードマップの作成を進めるとともに、防災工事等を集中的かつ計画的に進めます。

- 6 桂川右岸流域下水道事業「いろは呑龍トンネル」について、事業完成により乙訓地域の浸水に対する安全性が更に高まるよう、呑龍ポンプ場雨水調整池の整備等を進めるとともに、流入量・貯留量の実績データを蓄積し、より正確な貯留予測情報を発信し、貯留機能と流下機能を最大限に発揮させる運用を確立します。

- 7 大戸川ダム建設事業や、宇治川・木津川の堤防補強や河道掘削等を、国と連携して進めます。

- 8 河川整備計画に基づき、鴨川、戦川、古川、煤谷川、園部川、伊佐津川、高野川、弘法川、法川、福田川等や、京都市と協調して進めている安祥寺川、四宮川、水害リスクが高い天井川である七谷川の切下げ等の整備を進めます。

- 9 避難所や要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域内の土砂災害対策を進めます。また、「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用した防災事業により、荒廃した森林の整備や倒木除去による流木防止、さらには、隣接府県につながる国道沿いにある倒木の可能性が高い危険木の伐採など、予防的な対策を強化し、山地災害危険地区内の防災対策を進めます。
- 10 盛土の崩壊等による災害の発生を防ぐため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」等に基づき、関係部局が連携して危険な盛土の規制等を進めます。
- 11 市街地で頻発する内水被害を軽減するため、下水道事業による市町村の雨水対策を支援します。
- 12 国や市町村と連携し、排水ポンプ車を効果的・効率的に運用します。
- 13 道路の法面对策等を進めるとともに、異常気象時通行規制の基準を見直します。
- 14 河川増水時においても安心・安全な通行を確保するため、木津川沿川（国道163号）や由良川沿川（国道175号、舞鶴福知山線、舞鶴綾部福知山線等）の道路整備を進めます。

道路・鉄道等のインフラ、公共施設、建築物等の耐震化、避難体制の確保や備蓄など、地震等の災害への対策を進めます。

- 15 緊急輸送道路について、大地震などの災害による損傷を軽微に止め、速やかな機能回復が可能となるよう、橋りょうの耐震対策や無電柱化を進めるとともに、沿道建築物の耐震化を促進します。
- 16 京都府北部でのガスパイプラインの整備をはじめ、京都舞鶴港におけるLNG基地整備や水素の利活用、日本海沖でのメタンハイドレートの開発など、国土強靱化・リダンダンシーにも資する日本海側におけるエネルギー拠点の整備を促進します。
- 17 国の活断層評価の再評価を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた活断層ごとの被害想定の見直しを行い、これに備えた地震防災対策を講じます。
- 18 府有施設の耐震化を進めるとともに、耐震性が不足する住宅及び耐震診断が義務化された大規模建築物等について、市町村や建築関係団体と連携し、耐震フェアなどのイベントの開催のほか、デジタル媒体の活用も含めた普及啓発を行うとともに、建築関係団体等の協力を得て耐震改修に関する技術的支援を実施し、耐震化（除却、建替含む）を促進します。
- 19 府内に影響を及ぼす南海トラフ地震等に備え、大規模盛土造成地の安全性を把握する調査を進めます。
- 20 丹後沿岸の海岸において、津波、高潮、海岸侵食等への対策として、突堤・離岸堤・護岸等の海岸保全施設の整備を進めます。
- 21 京都舞鶴港に、災害時にも利用可能な太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- 22 平成25（2013）年3月に策定した「動物救護対策マニュアル」を改定し、被災動物の保護及び体制整備に取り組んでいくとともに、府内市町村における同行避難の受入を推進するため「ペット同行避難の円滑な受入マニュアル（仮称）」の策定に取り組みます。また、市町村や獣医師会、関係団体と協力し、動物の飼養者に対し、ペット同行避難の防災訓練実施や、平常時から準備しておくことの重要性を広く啓発し、同行避難が円滑に進むよう取り組みます。

- 大規模災害発生時等において、府が備蓄している約28万人分の備蓄物資のほか、関西広域連合や全
- 23 国からの救援物資を円滑かつ迅速に被災者に供給できるよう、平時から市町村や物流事業者その他関係団体との連携を強化します。
- 24 京都水道グランドデザインに基づき、市町村の水道施設について、耐震化計画による重要給水施設への供給ラインの耐震化や中長期的財政収支に基づいた計画的な更新を促進します。
- 25 府営水道において、老朽化した送水管を計画的に更新し、耐震化を進めます。
- 26 流域下水道施設について、大規模災害時にも汚水処理機能が完全に停止しないよう、終末処理場や幹線管渠の地震対策などを計画的に進めます。

原子力災害リスクへの対応を強化します。

- 原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高めるため、国、関係府県・市町及び関係機関と
- 27 連携し、P A Z 地域（5 km 圏）が存在していることを踏まえて、訓練による避難計画の検証を行うとともに、避難道路や放射線防護施設、避難退域時検査等に必要な資機材を計画的に整備します。
- 28 常時監視体制だけでなく、原子力災害の発災時等の緊急時モニタリング体制について、情報通信・処理の高速化や実践型モニタリング訓練の実施等により強化します。

府・市町村の危機管理体制を充実し、災害発生時の対応力及び災害から立ち直れる力を強化します。

- 自然災害や原子力災害、新興感染症等、あらゆる危機事象に対応するため常設の危機管理センターを設置し、オペレーションルーム・国等の応援機関の専用スペース・リエゾン室の確保、4 振興局へのサブセンターの設置等、府全体の危機管理体制を強化します。また、府・市町村の災害発生時対応業務について、図表等を用いて視覚的にも分かりやすく標準化するとともに、ドローンやヘリコプターを活用した被害情報の把握、国の I S U T（災害時情報集約支援チーム）との連携体制の確立、洪水氾濫状況等のリアルタイム配信など、最先端の危機管理体制を構築します。
- 29
- 30 災害危険地域を有する自主防災組織における水害等避難行動タイムラインの作成の促進や「避難時声掛け体制」を強化するなど、「逃げ遅れゼロ・プロジェクト」として取り組みます。
- 31 雨量予測や地形データ等をもとに、最新のデジタル技術を活用して、6 時間先までの河川水位・氾濫時の浸水区域を予測するシステムを構築し、市町村による早期の避難情報の発令を支援します。
- 32 大規模水害等が発生した際の避難先の確保に向け、河川ブロック単位での被害想定を踏まえ、被災地域から安全な他の地域への避難が行えるよう市町村とともに広域避難マニュアルを作成し、災害時における地域間連携の仕組みを構築します。また、地震についても、花折断層帯地震の被害想定を踏まえた、大規模災害時における危機管理体制を構築します。
- 33 府管理全 3 7 7 河川について、想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定区域図を公表し、自主防災組織の避難行動タイムライン作成を促進します。
- 34 大規模な災害が想定される地域について、市町村とともに特定地域防災協議会を設け、地域住民と国・府・市町村が一体となった防災対策を円滑かつ効果的に実施します。
- 35 今後想定される大規模災害からの迅速かつ円滑な復興に向け、あらかじめ復興計画の策定手順を定めておくなど、事前の準備に取り組みます。
- 36 災害廃棄物対策を強化するため、市町村や関係団体参加による「災害廃棄物処理連絡協議会ブロック協議会」を広域振興局ごとに設置し、大規模災害発生時の仮置き場の確保等について、シミュレーションを行います。

37 自然災害やテロ、武力攻撃事態などの国民保護事案の発生等を想定した関係機関との合同・実践的訓練による対処能力の向上や、装備・資機材の整備・拡充により、危機管理体制を強化します。

38 府市の消防学校が、消防職員の初任教育等を共同で実施し、教育訓練内容の充実と災害時の消防本部相互の連携した活動を進めるほか、消防業務の共同化や救急救助に係る相互応援を通して、効果的な消防防災体制を進めます。

39 大規模災害発生時等において、被災状況の把握、被害の拡大防止、被災地の応急復旧等が円滑かつ迅速に行われるよう、平時から、関西広域連合、自衛隊、第八管区海上保安本部、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）と連携するとともに、府内の広域防災活動拠点の整備を促進します。また、京都府市町村災害復旧サポーターによる市町村への技術的支援や京都府建設業協会等との連携を強化します。

40 消防団の活動力の強化と団員確保に資するよう、学生や女性等の加入促進やOB団員の登録制度を拡充するなど、消防団の活動環境改善に取り組むとともに、大規模広域災害時に孤立する危険のある中山間地における「ふるさとレスキュー」の取組地域を拡充します。

41 災害発生直後から応急復旧期に至るまで、災害フェーズに応じた適切な支援体制の充実に向けて、DMAT（災害派遣医療チーム）、保健師チーム、DWAT（災害派遣福祉チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）などの専門性の高い災害派遣チームの養成・育成を進めるとともに、災害の種類・規模・フェーズや被災者の状況に応じた支援を実施するため、災害時の保健・医療・福祉活動を統括する「府保健医療福祉調整本部・支部」と関係団体や災害派遣チームとの連携体制を充実します。

42 災害拠点病院における大規模地震や豪雨災害等への災害医療体制を強化するとともに、病院・社会福祉施設の優先復旧等、業務継続を支援する仕組みを構築します。

43 市町村が福祉事業者や自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者ごとの状況を踏まえた「個別避難計画」の作成を促進するため、市町村への適切な指導や、研修会の開催などの支援を行います。

44 避難所等の生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアを養成するとともに、在宅の高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBT等へのきめ細かな配慮がなされるよう市町村と連携して対応を進めます。

45 市町村災害ボランティアセンターの充実に向けて、府災害ボランティアセンターの初動支援チームの養成及び訓練を実施するなど、体制を強化します。

46 災害時における子供の安全確保や災害への対応能力育成のため、児童生徒や教職員向けの出前語り、研修会を行い、防災教育の充実に向けた取り組みを支援します。

47 災害対応や除雪など地域の安心・安全を支えるため、建設関連産業の担い手の確保・育成を進めます。

48 災害時の適時的確な避難を促すため、災害情報をオープン化することで、民間事業者等による防災情報アプリの開発を促進し、情報配信経路の多様化や府民が置かれている状況に応じた最適な情報配信を行います。

49 大規模広域災害時等において京都の活力を維持・向上させるため、京都BCP行動指針に基づき、個別企業のBCP策定を促進するとともに、経済団体やライフライン事業者等と連携して、応急・復旧対策を行う連携型BCPの取組を進めます。

50 過疎化・高齢化等による地域防災力の低下を踏まえた、災害発生時の地元企業等との災害対応・連携システムの構築を進めます。